身体等に障がいのある方のための自動車税・自動車取得税の減免についてのお知らせ

（平成23年度）

福　島　県

福島県では、身体に障がいのある方、知的障がい・精神障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件に該当するものについては、納税義務者の申請により自動車税及び自動車取得税の全額（又は月割相当額）を減免しています。その取り扱いは次のとおりです。

1　減免の対象となる障がいの範囲

身体障がい者の方は身体障害者手帳、知的障がい者の方は療育手帳、精神障がい者の方は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者の方は戦傷病者手帳により判断します。

(1) 身体障がい者の方（身体障害者手帳）

区分		減免の対象となる範囲											
		身体障がい者の方が**自ら運転**する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障がい			●	●					●	●			
平衡機能障がい				●						●			
音声機能障がい（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）				●									
上肢不自由		●	●					●	●				
下肢不自由		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由		●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	●	●					●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障がい		●		●	●			●		●	●		
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		●	●	●	●			●	●	●	●		

（注1）　2つ以上の障がいがある場合には、総合判定による級別により判断します。

(2) 戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が**自ら運転**する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能障がい（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	特別項症から第2項症	
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

（注2）　旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。
したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

(3) 知的障がい者の方

区　　分	減免の対象となる範囲
	知的障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
療育手帳	A（重度）

(4) 精神障がい者の方

区　　分	減免の対象となる範囲
	精神障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1級（※注3）

（注3） 自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令第１条第３号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている方に限る。

2　減免の対象となる自動車

(1) 減免の対象となる自動車税又は自動車取得税

ア　新車を購入（新規登録）する。

区　　分		自動車税	自動車取得税
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	○
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	○
	2 所有権移転登録する		○
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する		○
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する	○	○
	2 検査証の所有者を変更する		○
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する		○

イ　一時抹消登録されている中古車を購入する。

区　　分		自動車税	自動車取得税
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	●
	2 所有権移転登録する		●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する		●
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する	○	●
	2 検査証の所有者を変更する		●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する		●

ウ　年度の中途で中古車を購入する。

区　　分		自動車税	自動車取得税
減免を受けている自動車、軽自動車がない			●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する		●
	2 所有権移転登録する		●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する		●
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する		●
	2 検査証の所有者を変更する		●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する		●

（注4）●は自動車取得税が課税される場合のみ該当となります。

（注5）減免を受ける自動車は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者**1人につき1台の自動車（軽自動車を含む。）に限ります**。そのため、既に減免を受けている自動車がある場合で、新たに自動車を取得する場合は、新しい自動車を登録するまでに、現在減免を受けている自動車の抹消登録等の手続きを行ったうえで減免の申請を行ってください。（申請の際に抹消登録等を確認できる書類を提示していただくことになります。）

なお、減免を受けていた自動車が抹消されず、所有権移転登録がされた場合は、自動車税の減免は翌年度から対象となり、翌年度の納期限までにあらためて申請することになります。（自動車取得税の減免を受けていた場合を除く。）

(2) 自動車の使用目的

区　　分	使　用　目　的
身体障がい者（戦傷病者を含む。）本人が運転する場合	制限はありません。
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にされる方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために使用する場合に限られています。
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常時介護される方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために一年以上継続して週三日以上使用する場合に限られています。

(3) 自動車の所有者（自動車税、自動車取得税の納税義務者）

区　分	減免となる自動車（自動車取得税に係る軽自動車も含む）の所有者 （所有権が留保されている自動車にあってはその使用者）
18歳以上の身体障がい者(戦傷病者を含む。)のために使用する自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する自動車	身体障がい者又はその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する自動車	知的障がい者又はその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する自動車	精神障がい者又はその方と生計を一にする方

(4) その他

ア　減免を受ける自動車は、県内ナンバーで個人名義の自家用自動車（車検証に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。

イ　運転免許証の条件（「オートマチック車に限る」等）に合致した自動車でなければなりません。

3　減免申請の手続き等

(1) 減免申請書の提出期限及び提出先

所有（購入）区分	手帳交付区分	提出期限	提　出　先
4月1日（午前零時）現在所有（所有権留保付の場合は使用）している自動車について減免を申請する場合（自動車税のみ）	身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合	納期限まで （平成23年度は5月31日） （※注6）	住所地を管轄する地方振興局県税部
	身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合	当該年度の2月末日まで （申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。）	
新車を購入(新規登録)する場合 又は 一時抹消登録されている中古車を購入する場合 又は 年度の途中で中古車を購入する場合（自動車取得税が課せられる場合のみ申請が必要となります。）	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日以前の場合	運輸支局等に新規、移転又は変更の登録を行うとき （※注6）	県北地方振興局吉倉出張所、いわき地方振興局内郷出張所 なお、登録前に住所地を管轄する地方振興局県税部において申請の際に提示が必要な運転免許証の事前確認を受けることができます。（事前確認を受けた場合は申請時の免許証の提示が不要になります。）
	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日の翌日以降の場合	当該年度の2月末日まで （申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。） （自動車取得税は減免できません。）	

（注6）提出期限後に申請書が提出された場合は、申請日の翌月以後の月数に応じて税額の月割相当額を減免し、申請日の属する月までの自動車税については納付していただくことになります。なお、自動車取得税については、提出期限後に申請書が提出された場合は、減免することはできません。

（注7）減免の申請ができるのは、自動車税の納税義務がある場合に限ります。

(2) 減免申請に必要な書類等

区分 ＼ 提出書類及び提示書類	提出書類			提示書類						減免を申請する方の印鑑<認印>
	自動車税・自動車取得税減免申請書	生計同一証明書<身体障がい者等のために運転する旨の証明書>	常時介護証明書	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳<自立支援医療受給者証(※注8)>	戦傷病者手帳	運転される方の運転免許証	自動車検査証<既に自動車を所有(※注9)している場合に限る>	
身体障がい者又は戦傷病者の方自ら運転する場合	◎			○			○	◎	◎	◎
生計を一にする方が運転する場合	◎	◎		○	○	○	○	◎	◎	◎
常時介護する方が運転する場合	◎		◎	○	○	○	○	◎	◎	◎

(注8) 障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定された精神通院医療に係る自立支援医療受給者証に限る。
(注9) 所有権が留保されている自動車にあっては使用している場合。
(注10) 運輸支局等に新規、移転、又は変更する場合の減免申請の場合で、事前に地方振興局県税部において運転される方の免許証の確認を受けている場合は、運転免許証の提示は不要になります。
(注11) ◎…必ず提示、提出又は持参する必要があるもの。
○…該当するもののみ提示が必要となるもの。(複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示してください。)

(3) 生計同一証明書(身体障がい者等のために運転する旨の証明書)又は常時介護証明書の交付機関

手帳の種類等	市にお住まいの方	町村にお住まいの方
身体障害者手帳	市福祉事務所	町村役場(担当課)
戦傷病者手帳	市福祉事務所	県保健福祉事務所
療育手帳	市福祉事務所	町村役場(担当課)
精神障害者保健福祉手帳	市福祉事務所又は市保健所	町村役場(担当課)

(注12) 証明書の交付を受けるために必要な書類については、交付機関にお問い合わせください。
(注13) 軽自動車税の減免については、各市町村にお問い合わせください。
(注14) 証明書の有効期間は、発行日から2ヶ月間です。

4　自動車税の減免に係る翌年度継続の手続

⑴　身体障がい者等に係る自動車税の減免を受けるためには、毎年、納期限まで（身体障がい者等に係る自動車税の減免以外の減免については、納期限の7日前まで）に減免申請をしなければならないこととされております。

ただし、本年12月末日現在において、自動車税あるいは自動車取得税の減免を受けた自動車の登録等の状況に異動がない方には、翌年1月下旬に「減免を受けた自動車の現況報告書」用紙をお送りします。この「現況報告書」を翌年2月末日までに所管の地方振興局県税部に提出されますと、減免要件事項に変更がないと認められる場合には、翌年5月下旬に当該年度の自動車税の減免承認通知書をお送りします。

また、翌年1月から3月の間の自動車の登録の際に自動車税あるいは自動車取得税の減免を受けた方、もしくは1月から2月の間に申請をして月割で自動車税の減免を受けた方については、3月末日までに障がい者の方等の状況に異動がない限り、特に手続きをしなくとも同様に減免承認通知書をお送りします。

したがって、翌年1月から3月の間に報告事項や障がい者の方の状況に異動が生じた場合には、必ず所管の地方振興局県税部へご連絡ください。

なお、期日までに「現況報告書」の提出がない場合や提出しても減免に該当しない場合には、翌年5月に当該年度の納税通知書が送付されることとなります。

⑵　減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける自動車や運転者を変更する場合、障がいの内容に変更がある場合など）には、⑴の手続きにより減免を受けることはできず、翌年度、納期限までに新たに減免の申請をすることとなります。

5　減免の判定時期

「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、毎年定期的に課税される自動車税については4月1日（賦課期日）の状況により、自動車の登録時に課税される自動車税・自動車取得税については登録の際の現況（ただし、4月1日（賦課期日）以降に身体障害者手帳等の交付を受けた場合、又は自動車を取得した後に申請があった場合には、申請日の現況）により行います。

6　その他

⑴　身体障がい者の方等に対する自動車税・自動車取得税の減免制度は、各都道府県により制度の内容（認定の要件等）が異なっています。

⑵　本県では、このほかにも次のような自動車に対する減免制度を設けています。

①　常時介護を必要とする高齢者又は重度身体障がい者のための入浴の用に供する移動入浴車（自動車税・自動車取得税）

②　専ら身体障がい者等の利用に供するため、特別の仕様により製造又は一般の自動車に構造変更が加えられた自動車（自動車税・自動車取得税）

③　構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車（②と同様に構造変更等が加えられた自動車で身体障がい者以外にも併せて利用される自動車）（自動車取得税）

④　専ら身体障がい者等が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（自動車取得税）

⑤　身体障がい者等の利用に供する超低床バス（自動車取得税）

月割減免制度について

福島県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たしている方に対し、自動車税について減免を実施しておりますが、平成20年4月1日より取扱いが次のとおり改正されました。

【改正内容】

○　自動車税の月割減免制度について

【平成19年度までは】

年度の途中に身体障害者手帳等の交付を受けた場合は
↓
翌年度以降に減免申請を受付

【平成20年度からは】

年度の途中に身体障害者手帳等の交付を受けた場合は
↓
随時（当該年度の2月末日まで）減免申請書を受付することとし、
申請の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。

※　申請を受付するのは、自動車税について納税義務がある場合に限ります。
したがって、手帳の交付を受けた方が、4月1日現在、自動車の所有者（所有権留保付自動車の場合は、使用者）でなければなりません。（ただし、18歳未満の障がい者や手帳の種類によっては、生計を同一にする者が所有者であっても申請を受付する場合があります。）

（例）

8月15日に身体障害者手帳の交付を受け、減免要件に該当することとなり、9月15日に減免申請をした場合

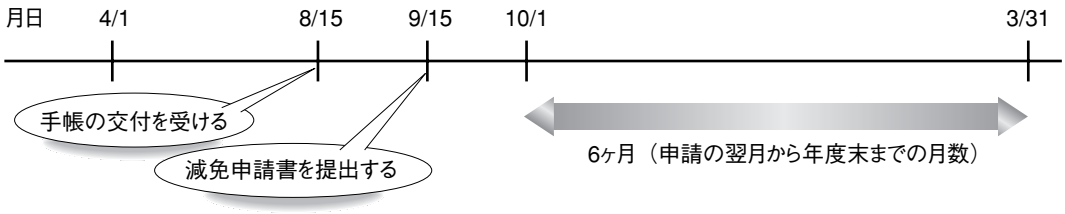

所有する自動車の排気量が1.5㍑を超え2.0㍑以下（39,500円）の場合
39,500円×6ヶ月÷12ヶ月＝19,750円
≒19,700円（百円未満切り捨て）
39,500円－19,700円＝19,800円
年税額39,500円のうち、19,800円を減免します。

減免に関するお問い合わせ先

自動車税、自動車取得税の減免に関するお問い合わせは、最寄りの地方振興局県税部までお願いします。

＜地方振興局＞

振興局	所在地	郵便番号	電話番号	所轄区域
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町５－75	960-8677	(024) 521-7639	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	郡山市麓山１丁目１－１	963-8540	(024) 935-1261	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	961-0971	(0248) 23-1519	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町７－５	965-8501	(0242) 29-5261	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、 河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字 根小屋甲4277－１	967-0004	(0241) 62-5214	南会津郡
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町１丁目30	975-0031	(0244) 26-1127	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	970-8026	(0246) 24-6025	いわき市

自動車税3つの心得

１）「納税証明書」は車検証と一緒に大切に保管しましょう！

自動車税の納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）がないと自動車の継続検査・構造等変更検査（車検）を受けることはできません。納税証明書の用紙は、自動車税納税通知書などと一連の用紙にしてお送りします。この通知書等で「納期限」又は「延滞金を算出した期間の末日」までに納付していただき、納税証明書の用紙に領収日付印の押印を受け、納税証明書としてご使用ください。

また、継続して自動車税の減免を受けている方については、5月下旬に当該年度の自動車税の減免承認通知書をお送りしていますが、そこに納税証明書が付けられています。

なお、紛失したときなどは、最寄りの地方振興局県税部の窓口で交付の申請を行ってください。

２）転居したら、車も住所変更の登録をしましょう！

住民票を移しても、車検証の住所は一緒には移りません。転居したときは管轄の運輸支局にも忘れずに変更登録を行ってください。

３）車を譲渡したり、廃車したりするときは、必ずその旨を登録しましょう！

自動車税の納税通知書は毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている車検証に記載された名義上の所有者（割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主である使用者）に送付されます。したがって、自動車を他人に譲ったり廃車したりして、実際に使用をやめても、運輸支局の登録がそのままである限り、元の所有者に自動車税は課税されることになります。